資料２

復興まちづくりの状況について

復興まちづくり（面整備）3事業進捗状況一覧

H24.10.25
県土整備部都市計画課調べ

市町村	土地区画整理事業							防災集団移転事業					津波復興拠点事業					合計箇所数
	事業計画検討中		都市計画決定【年月日】		事業認可【年月日】		合計	事業計画検討中		大臣同意地区【年月日】		合計	事業計画検討中		都市計画決定【年月日】		合計	
野田村			城内 【H24.10.17】	1地区			1地区			城内・米田・南浜 【H24.04.02, 変更 H24.09.24】	1地区	1地区						2地区
宮古市	田老 野原 鍬ヶ崎 津軽石 ・赤前	4地区					4地区	田老　　高浜・金浜 法の脇 赤前 【事前協議済】	4地区	崎山　【H24.09.24】	1地区	5地区	中心 市街地 津軽石	2地区			2地区	11地区
山田町	山田 織笠 田の浜	3地区					3地区	山田・北浜 小谷鳥	2地区	織笠　【H24.07.25】 田の浜　【H24.10.24】	2地区	4地区	山田	1地区			1地区	8地区
大槌町			吉里吉里 【H24.09.28】 赤浜【　〃　】 安渡【　〃　】 町方【　〃　】	4地区			4地区			浪板　【H24.09.24】 吉里吉里【　〃　】 赤浜　【H24.09.04】 安渡　【H24.09.24】 町方　【　〃　】 小枕・伸松【　〃　】	6地区	6地区	町方 ・沢山 安渡 ・赤浜	2地区			2地区	12地区
釜石市	片岸 鵜住居 嬉石 ・松原 平田	4地区					4地区			室浜　【H24.09.24】 根浜　【　〃　】 箱崎　【　〃　】 箱崎白浜【　〃　】 桑ノ浜　【　〃　】 花露辺　【H24.06.28】 本郷　【H24.09.24】 荒川　【　〃　】 両石　【H24.10.24】 尾崎白浜【　〃　】 唐丹　【　〃　】	11地区	11地区	鵜住居 東部	2地区			2地区	17地区
大船渡市	大船渡 駅周辺	1地区					1地区	浦浜仲・西 甫嶺　　蛸ノ浦 清水　　永浜 中赤崎　　佐野 大船渡　　峰岸 細浦　　神坂 泊里　　梅神 小河原【事前協議済】	14地区	崎浜　【H24.09.24】 泊　　【H24.07.26】 田浜　【　〃　】 小細浦　【　〃　】 門之浜　【　〃　】 浦浜東　【H24.10.24】 浦浜南　【　〃　】 港・岩崎【　〃　】	8地区	22地区	大船渡 駅周辺	1地区			1地区	24地区
陸前 高田市	高田 今泉	2地区	高田（先行地区） 【H24.02.08】 今泉（先行地区） 【　〃　】	〔2地区〕	高田（先行地区） 【H24.09.26】 今泉（先行地区） 【　〃　】	〔2地区〕	2地区	矢作・竹駒 高田・今泉 広田【事前協議済】 小友【　〃　】 米崎【　〃　】	5地区	長部 【H24.07.31】	1地区	6地区	高田東	1地区	高田西 【H24.08.31】	1地区	2地区	10地区
合計		14地区		〔7地区〕		〔2地区〕	19地区		25地区		30地区	55地区		9地区		1地区	10地区	84地区

〔　〕は、区域の一部が決定又は認可済みの地区数を含む。
※地区名及び地区数は、今後の事業計画検討等により、変更されることがあります。

宅地嵩上げの考え方及び災害危険区域指定状況

H24.10.25
県土整備部都市計画課調べ

市町村	ｼﾐｭﾚｰｼｮﾝ実施状況	代表的な地域の嵩上げ等の考え方	災害危険区域条例（建築基準法第39条）の概要	条例施行日等
野田村	実施済み	**城内・米田南浜地区**：国道45号又は三陸鉄道と居住地の間の公園に**三線堤的な盛土**（TP+8.0～12.0m）**を設けることにより、その山側の居住地は浸水しない。**	**災害危険区域に関する条例** 城内・米田南浜地区の三線堤（公園盛土）、農地海岸堤防より海側等の浸水想定区域及び玉川地区漁港背後の浸水区域について、住宅、ホテル、病院、福祉施設等の建築を制限。	H24.9.21施行 H24.9.24区域告示
宮古市	実施済み	**田老地区**：L2津波で将来市街地は浸水しないが、**防集事業の残土処理として盛土**を予定。 **鍬ヶ崎地区**：L2津波で将来市街地は浸水しないが、**内水排除対策による嵩上げ**を行う予定。	**宮古市災害危険区域に関する条例** **・第1種（浸水深概ね2m以上）**：住宅の建築禁止 **・第2種（浸水深概ね1m以上2m未満）**：強固な建物で、1階に居室が無いもの、又は基礎の高さが道路から一定程度（1.5m）以上のものに限り建築を認める。 **・第3種（浸水深概ね1m未満）**：基礎の高さが道路から一定程度（0.5m）以上のものに限り建築を認める。	H24.10.24施行 今後区域指定予定
山田町	実施済み	**山田地区**：国道45号線の次の街路から山側を**浸水しない高さまで嵩上げ**する予定。	**東日本大震災に伴う山田町災害危険区域の指定及び建築制限に関する条例** **・第1種（浸水深概ね2m以上）**：住宅の建築禁止。 **・第2種（浸水深概ね1m以上2m未満）**：強固な建物で、道路から居住面までの高さが2m以上の建築物又は1階に居住の要に供さないものを認める。 **・第3種（浸水深概ね1m未満）**：道路から居住面までの高さが1m以上のものを認める。	H2410.5施行 今後区域指定予定
大槌町	実施済み	**吉里吉里地区**：国道45号を山側にシフトし、宅地と道路を**浸水しない高さまで嵩上げ**する予定。 **町方地区**：JR山田線より山側を**浸水しない高さまで嵩上げ**（2～3m程度）する予定。	**災害危険区域条例(案)** **・第1種(浸水深概ね1m以上)**：住宅の建築禁止 **・第2種(浸水深概ね1m未満)**：基礎の高さが道路から0.5m以上	H24.11に住民説明会を開催予定 H24.12議会
釜石市	準備中	**鵜住居地区**：L2津波では浸水しないが、**内水排除対策による嵩上げ**を行う予定。 **東部地区**：L2津波で市街地は浸水するが、**一定の制限を行った上で建築を許容**。拠点事業を行う区域については、**約数十ｾﾝﾁﾒｰﾄﾙから約3m程度嵩上げ**予定。	**釜石市災害危険区域建築条例（案）** **第3条の取り扱い（素案）** **・区域１（浸水深0m 超～0.5m 以下）**：基礎の上端の高さを基準面から0.5m 以上とするか、又は基準面から0.5m より低い部分の壁や柱などの主要構造部を木造以外の構造とした住宅は建築可 **・区域２（浸水深0.5m 超～1.0m 以下）**：基礎の上端の高さを基準面から1.0m 以上とするか、又は基準面から1.0m より低い部分の壁や柱などの主要構造部を木造以外の構造とした住宅は建築可 **・区域３（浸水深1.0m 超～1.5m）**：基礎の上端の高さを基準面から1.5m 以上とするか、又は基準面から1.5m より低い部分の壁や柱などの主要構造部を木造以外の構造とした住宅は建築可 **・区域４（浸水深1.5m 超～2.0m）**：1F部分は住宅不可、かつ基礎の上端の高さを基準面から2.0m 以上とするか、又は基準面から2.0m より低い部分の壁や柱などの主要構造部を木造以外の構造とした住宅は建築可 **・区域５（浸水深2.0m 超～）**：床面の高さが基準面から指定の高さ以下になる階の部分は居住不可、かつ基礎の上端の高さを基準面から指定する高さ以上とするか、又は基準面から指定の高さより低い部分の壁や柱などの主要構造部を木造以外の構造とした住宅は建築可	H24.12施行予定 H25.3以降区域指定予定
大船渡市	実施中	**大船渡駅周辺地区**：**JR大船渡線を（TP+5.0m）まで嵩上げ**し、その背後から**国道45号線までの宅地を嵩上げ**する予定。	指定に向け検討中	
陸前高田市	実施中	**高田、今泉地区**：**浸水しない高さまで嵩上げ**（8～10m程度）する予定。	**陸前高田市災害危険区域に関する条例** **・災害危険区域**：津波による危険の特に著しい区域として市長が指定した区域。 **・建築の制限**：居住の用に供する建築物を建築してはならない。	H24.3.26施行 区域は未指定

復興まちづくり/土地利用の考え方について　岩手県県土整備部（平成 24 年 2 月 29 日）より

〔別表〕防潮堤等整備後の浸水深を考慮した土地利用の考え方

◇　本書は、被災市町村が行う復興まちづくり計画策定の参考として、土地利用の考え方を示すものです。

施設及び土地利用＼浸水区分		今次津波の浸水区域外	想定浸水深※1			防潮堤の外（海側）	考慮すべき事項
			浸水なし	2m※2以下	2m※2超		
公共系	市町村庁舎、公民館等（避難、救護施設）	◎	○	×	×	×	役場庁舎は、災害時に行政の中枢機能を維持する必要があるため、浸水しない区域を基本とする。 また、災害時の避難所、救護施設となる公民館等も同様とする。
公共系	地区公民館等	◎	○	○	△	×	△の区域では、浸水が想定される低層階はRC造とすることが望ましい。 公営住宅等との複合化や、津波に対する構造耐力を確認のうえで避難ビルとしての活用も検討する。
公共系	学校	◎	○	△	×	×	学校は、今次津波の浸水区域外を原則とする。 やむを得ず△の区域に設置する場合は、確実な避難手段を確保する。
居住系	病院、福祉施設等（災害時用援護者滞在）	◎	○	×	×	×	高齢者や身体障害者、幼児等の災害時要援護者が滞在する施設は、浸水しない区域を原則とする。
居住系	福祉施設等（災害時用援護者滞在なし）	◎	○	○	△	×	△の区域では、浸水が想定される低層階はRC造とすることが望ましい。 公営住宅等との複合化や、津波に対する構造耐力を確認のうえで避難ビルとしての活用も検討する。
居住系	住宅	◎	○	○	△	×	津波リスクの低い内陸側から誘導することを基本とする。 △の区域では、木造、鉄骨造は、原則として設置不可とし、浸水が想定される低層階はRC造で、それ以上の階を有するもののみ設置可能とすることを基本とする。なお、浸水が想定される低層階は原則として居住不可とすることが望ましい。 集合住宅は公民館等との複合化や津波に対する構造耐力を確認のうえ避難ビルとしての活用も検討する。
業務系	商業、流通、生産、加工施設	○	○	○	○	△	△の区域では、工場等の業務上必要がある場合のみ設置可能とする。 浸水するリスクのある区域に設置する場合は、避難手段を確保するとともに、燃料等の危険物の流出防止対策を考慮するものとする。
業務系	自然エネルギー関連施設	○	○	○	○	△	△の区域では、（台風等の高波、波浪に対する）耐浪性のある施設（風力発電等）のみ設置する。
業務系	港湾、漁港施設及びその関連施設	－	－	－	－	○	津波来襲時の業務従事者等の避難手段を確保するとともに、燃料等の危険物の流出防止対策を考慮するものとする。

◎：設置が望ましい区域　○：設置可能区域　△：一定の条件を考慮した上で設置可能区域　×：原則として設置してはならない区域

※1「想定浸水深」：防潮堤整備及び土地の嵩上げ等が完了した状態で、最大クラスの津波が来襲した場合（来襲時の潮位及び地盤高で、海岸保全施設の破壊は考慮しない条件）のシミュレーションによる浸水深。

※2 許容浸水深は2mを標準とするが、地域の特性によりこれより小さくすることも考えられる。（本文 2（2）参照）

一時避難場所（施設）	一時避難場所は、高台の公園等に設定することを基本し、そこからさらに高い場所に通じる通路を設けることが望ましい。 避難距離等によりやむを得ず浸水想定区域に設置する避難施設ビル等は、基準水位※3に相当する階に2を加えた階以上の階に避難スペースを設けることを検討する。

※3「基準水位」：最大クラスの津波が、最悪の条件下で来襲した場合のシミュレーションによる浸水高に、建物等への衝突による津波の水位上昇を加えた水位。（本文 3（3）参照）